

## Gard Alert : ECAでの違反に対する米国の罰則方針



こちらは、英文記事「[Gard Alert: US penalty policy for ECA violations](#)」（2015年1月22日付）の和訳です。

米環境保護庁（Environmental Protection Agency [EPA]）は、MARPOL 条約付属書 VI で指定された排出規制海域（Emission Control Areas [ECAs]）のうち、米国の海域における燃料油中の硫黄分の基準値違反に対して民事罰則を科す際の罰則方針を公表しました。この方針の目的は、違反により得た利益を没収するとともに、違反の重大性を罰則に反映させることにあります。

船舶による燃料油中の硫黄分基準値違反に対する EPA 罰則方針と関連規定（EPA Penalty Policy for Violations by Ships of the Sulfur in Fuel Standard and Related Provisions）が、ECA での硫黄分の上限が 0.1 パーセントに引き下げられてから 2 週間後に公表されました。その中で、北米 ECA と米国カリブ海 ECA に適用される燃料油中の硫黄分の基準値に違反した場合に、EPA が民事罰則をどのように査定するのか、その方法の概要が示されています。適用される燃料油中の硫黄分基準値は、MARPOL 条約付属書 VI によって規定されており、米国では船舶からの汚染防止法（Act to Prevent Pollution from Ships [APPS]）に基づいて実施・運用されています。

罰則方針へは以下のリンクからアクセスできます。

<http://www2.epa.gov/sites/production/files/2015-01/documents/marinepenaltypolicy.pdf>

### 罰則の査定方法

罰則方針は、罰則の決定における重要な狙いとして違反の抑止を挙げています。より具体的に言うと、違反による利益を罰則によって没収すべきであると定めています。また、違反の深刻度が罰則に反映されるように、罰則には非適合燃料油の使用によって得られた経済的な利益を上回る額を含めるとしています。これに関連して、罰則方針には「予備的抑止効果額（preliminary deterrence amount）」の基礎となる 2 つの要素が盛り込まれています。

1. 経済的な利益の要素。これは、実際に使用された非適合燃料油の価格をもとに、適合燃料油を購入しなかったことで節約された費用のことで、船舶の実際のデータを利用できない場合に、ECA 内で使用された非適合燃料油の量を推定する方法が設定されています。
2. 重大性の要素。これは違反の深刻度のことで、例えば、ECA を航行中に使用された非適合燃料油の実際の硫黄含有量と、それがどの程度適用基準値を超えていたかなどが該当します。そのほか、記録管理違反の発生件数もこれに含まれます。記録管理規定に繰り返し違反した運航者は、より高額な罰金を科される可能性があります。

違反の抑止に加えて、この罰則方針は、EPAによる罰則の決定の公正さと公平さを確保することもその狙いとしています。そのため、同方針では、それぞれのケースに固有の事実、例えば、故意または過失の度合い、協力の度合い、違反履歴、訴訟リスク、支払能力、捕捉的環境プロジェクト（SEP）<sup>1</sup>の履行などを反映できるように、予備的抑止効果額にある程度柔軟性を持たせ、これを調整することを認めています。

また、以下についても留意する必要があります。

- EPA は、予備的抑止効果額の調整において、違反者がその違反を EPA に速やかに報告したかどうかを協力的・非協力的であるかどうかを測る目安としています。船主と運航者が最善の努力をしたにもかかわらず、ECA に入る前に適合燃料油を調達できないような事態が発生することが想定されますが、そうした場合、適合燃料油の入手に向けて講じた措置の全証拠を残しておき、[Fuel Oil Non-availability Disclosure \(FOND\) フォーム](#)（同フォームは電子ポータルから入手可能です）を使って、適合燃料油を入手できなかったことに関する情報をオンライン上で提出することが何よりも重要です。
- APPS で定められた現行の法定罰則金最高額は違反 1 件につき 1 日当たり 25,000 米ドルですが、非適合燃料油を使用した船舶は、MARPOL 条約付属書 VI の他の要件にも違反している可能性があり、それに関連して罰則が追加されることもあり得ます。このような違反として、燃料油切替え手順書を保持していない、または遵守していないこと（Reg. 14.6）、燃料油切替えの詳細をログブックに記録していないこと（Reg. 14.6）、バンカーデリバリーノート（BDN）および供給された燃料油の代表サンプルを取得、採取、保持していないこと（Reg.18）などが挙げられます。
- 罰則方針は、2015 年 1 月 15 日後に開始されるすべての執行措置に適用されるとともに、政府が罰金額をまだ確定していない保留中の執行措置にも適用されます。

## 助言

米国の ECA に適用される燃料油中の硫黄分基準値に違反した場合の罰則方針が公表され、また、世界各地で導入されている大気排出規制がますます厳格化されていることにご留意いただき、船舶と乗組員にそれに応じた備えをさせるようにしてください。

EPA と米沿岸警備隊はすでに、北米および米国カリブ海の ECA 要件を積極的に実施・運用し、要件が遵守されるように取り締まりを強化すると明言しています。新しい ECA 罰則方針が定まったことで、米国の ECA 要件に違反した船舶に科されることとなる民事罰則の概要が明らかになりました。

---

<sup>1</sup> 環境法令に違反したとして企業や個人が提訴された連邦訴訟のほとんどは、和解合意により解決されています。提訴された違反者は、和解の一環として、罰金の軽減と引き換えに当該違反に関連した環境に有益なプロジェクトを実施することに自発的に同意することができます。捕捉的環境プロジェクトは、国民の健康と環境を守り、増進させるという EPA の目標を推進するものです。このプロジェクトには、法律を遵守させるために違反者に課される活動は含まれていません。

## 情報の入手先

- [Gard 「Loss Prevention Circular No.06-14：低硫黄燃料による運航に備える」](#)
- [EPA：MARPOL 条約付属書 VI の施行に関するウェブページ](#)
- [米国沿岸警備隊：北米 ECA に関する FAQ（2014 年 12 月 3 日修正版）](#)
- [IMO：2015 年 1 月 1 日以降の ICA における硫黄分の上限に関する FAQ](#)
- [IMO：MARPOL 条約付属書 VI の硫黄排出規制に関する情報](#)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社より英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。